

📖 キャラクター等使用申請について

ころとんのデザインを使用する場合は、事前に申請が必要です。

以下の手順により、(公財)前橋観光コンベンション協会(以下、事務局)へ申請してください。なお、申請にあたりましては、「キャラクター及びロゴ等使用に関する要綱」をお読みください。

■承認の流れ

①要綱を確認の上、以下の23カットから、使用したいデザインを決め、「キャラクター等使用承認申請書」(様式第1号)に記入し、商品のデザイン案等を添付して事務局へ提出します。

②事務局で審査(10日程度)を行い、問題がなければ「使用承認通知書」が郵送されます。
デザインを使用した商品の作成・販売等が始められます。

■デザイン使用にあたっての注意事項

- ・キャラクター等を正しく使用し、キャラクター等のイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。
- ・承認された用途のみに使用すること。
- ・キャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- ・事務局が、キャラクター等の使用承認を受けたものに対し、当該申請の実施結果を求める場合は、「キャラクター等使用結果報告書」(様式第5号)を速やかに提出すること。

※キャラクター使用料について 前橋市のPRに繋がるものとして使用する場合には、減免とさせていただきます。



■提出先

キャラクター等使用申請書と参考書類(商品見本、販売計画書等)をメールに添付し、下記メールアドレスまでご送付をお願いいたします。

件名に「ころとんキャラクター使用申請について(団体名記入)」を入れてください。

info_kanko■maebashi-cvb.com (■を@に変えてください。)